

高齢者が地域の課題に応じ、高齢者のために行う活動の立ち上げを支援します！

令和7年度名古屋市高齢者生きがい活動促進事業

「高齢者生きがい活動促進事業」は、企業を退職した高齢者等が主体となり、介護予防や生活支援のボランティア活動等の立ち上げ支援をすることを目的とした補助事業です。（本事業は国の補助金を財源としているため、最終的には国の選考を経て補助金を交付します。）

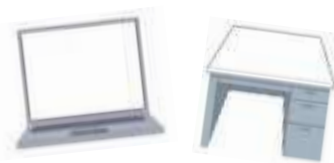
補助額上限

1団体あたり **100万円**（事業立ち上げ初年度のみ）

※農業と福祉を連携して行う事業の場合は、200万円

補助対象経費

本事業の目的に応じた活動を新規に行う際に必要な経費のうち、事務所等活動拠点の借上げに要する経費（事務手数料、礼金）、備品購入費および消耗品費等（パソコン、デスクの購入等）



補助対象団体

- ・新たに組織化するNPO法人等
- ・本事業の目的に応じた活動を新たに始めるNPO法人等（本年度内に団体や事業の立ち上げを行う場合のみ、法人格の有無等は問いません。）

補助の対象となるためには以下の①～④の取組条件をすべて満たす必要があります。

- ① 高齢者が主体となって行うボランティア活動が、高齢者の生きがいや健康づくりに繋がるような活動であること。
- ② 高齢者の課題の解決に資するボランティア活動であること。
- ③ 事業により得られた収入の一部が、ボランティア活動を行う高齢者へ支給されること（有償ボランティア、交通費、昼食などの活動実費支給のみでも可）。
- ④ 事業の運営費は、団体の事業収入で賄っていくこと。

裏面あり

活動例

- ・農福連携推進事業
農作業や農産物の調理・販売等
- ・上記以外の地域の支え合い活動
(多世代交流等含む)
見守り、配食等の生活支援
高齢者スポーツの指導活動
居場所づくりのためのサロン、カフェ運営など



申込

活動が事業の趣旨や要件を満たしていることを確認させていただくため、下記の相談・申請先まで事前相談（電話でも可）をお願いいたします。

本事業の趣旨に合致する団体の方に、申請までの詳しいご案内をさせていただきます。

申請期限：令和7年5月7日（水）

注意事項

- ・継続的な活動運営ができるよう、事業収入の確保や運営を行ってください。（本補助金は事業立ち上げに係るものです。継続的に支給されるものではありません。）
- ・活動内容については、具体的に記載してください。（対象者、活動頻度、会費や利用料金、活動実施拠点等）
- ・申請いただいた内容に応じて、担当課よりご連絡差し上げる場合がございます。

ぜひご検討ください！



相談・申請先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

TEL 052-972-2544 FAX 052-955-3367

Eメール a2544@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp